

相談ごと

◆行政相談

日時 1月10日(金)午後1時30分～3時30分
場所 千代川公民館 1階 小会議室
日時 1月17日(金)午後1時30分～3時30分
場所 下妻公民館 1階 和室
問合せ先 市長公室 ☎内線1212

◆人権相談

日時 1月24日(金)午後1時30分～3時30分
場所 下妻公民館 2階 小会議室
問合せ先 人権推進室 ☎内線1583

◆こころの健康相談

日時 1月8・22日(水)午後1時～4時(予約制)
場所 市役所第二庁舎 3階 小会議室
問合せ先 福祉課 ☎内線1573

◆消費生活相談

日時 月・火・木・金曜日(毎週)
午前9時～12時 午後1時～4時30分
日曜日(1月12・26日)
午前9時～12時
場所 下妻市消費生活センター(千代川庁舎内)
問合せ先 下妻市消費生活センター ☎44-8632

◆納税相談

・夜間納税相談
日時 1月9日(木)午後5時30分～7時30分
・休日納税相談
日時 1月26日(日)午前8時30分～午後5時
場所 市役所本庁舎 1階 収納課
問合せ先 収納課 ☎内線1363～1366

◆心配ごと相談

日時 1月21日(火)受付 午後1時30分～3時
場所 下妻公民館 2階 小会議室
問合せ先 下妻市社会福祉協議会 ☎44-0142

◆法律相談

日時 1月14・28日(火)
午後1時30分～3時30分
※事前に予約が必要です(当日不可)
場所 14日 市役所第二庁舎 3階 大会議室
28日 下妻公民館 2階 学習室
問合せ先 下妻市社会福祉協議会 ☎44-0142

人口と世帯

12月1日現在の常住人口

	前月比	前年比
人口	43,789人 (-31)	(-421)
男	21,919人 (-3)	(-212)
女	21,870人 (-28)	(-209)
世帯数	15,095世帯 (+1)	(+82)

☎ テレホンサービス

◆火災・災害のとき ☎0296-44-3111
◆市役所などの行事・催物 ☎0296-43-4000

健康カレンダー Health Calendar 1月1日～1月31日

1/1 水		小 西南
2 木	在 軽部病院	小 西南
3 金	在 湖南病院/とき田クリニック	小 西南
4 土		
5 日	在 宇津野医院	小 友愛
6 月		小 西南
7 火	元気アップ教室(9:30～10:00)	小 西南
8 水		小 西南
9 木	遊びの広場(10:00～10:30)	小 西南
10 金	ぴよぴよ教室(10:00～10:30) 5か月児健診(13:15～13:30)	小 古河
11 土		小 西南
12 日	在 菊山胃腸科外科医院	小 西南
13 月	在 坂入医院	小 友愛
14 火		小 西南
15 水	胃がん追加検診(予約制) 下妻保健センター(8:00～10:30)	小 西南
16 木	胃がん追加検診(予約制) 下妻保健センター(8:00～10:30)	小 西南
17 金		小 古河
18 土		小 西南
19 日	在 中山医院	小 西南
20 月		小 西南
21 火	2歳児歯科健診(13:15～13:30)	小 西南
22 水		小 友愛
23 木	キッズくらぶ(親子リトミック)(10:00～10:30) 1歳6か月児健診(13:15～13:30)	小 西南
24 金	3歳児健診(13:15～13:30)	小 古河
25 土		小 西南
26 日	在 浅田医院	小 西南
27 月		小 西南
28 火	カミカミ離乳食教室(13:15～13:30)	小 西南
29 水	後期マタニティクラス(13:15～13:30) ママサロン(13:30～15:30)	小 西南
30 木	すくすく相談(13:30～)	小 西南
31 金		小 古河

在 休日在宅当番医 午前9時30分～午後4時

軽部病院 ☎44-3761 菊山胃腸科外科医院 ☎44-2014
湖南病院/とき田クリニック 坂入医院 ☎43-6391
宇津野医院 ☎44-2556 中山医院 ☎43-2512
浅田医院 ☎44-3957

夜間応急診療所 保健センター内 ☎43-1990
土・日・祝日(1月1日を除く):午後7時～翌朝7時

小 小児救急当番医

月・火・水・木・金・土曜日:午後6時～午後11時
日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
:午前9時～午後4時

小児輪番病院は、入院治療を必要とする子供の救急医療を行っています。
受診される際は、医療機関に必ず事前に電話でご相談ください。
・西南…茨城西南医療センター病院(境町2190)☎0280-87-8111
・友愛…友愛記念病院(古河市東牛谷707)☎0280-97-3000
・古河…古河赤十字病院(古河市下山町1150)☎0280-23-7111

インフルエンザの予防接種はもう受けましたか?

助成対象
接種期間
平成26年
1月31日
まで

毎年秋から冬にかけてはインフルエンザの流行シーズンです。今年も9月頃から発病者が始め、徐々に増加しています。11月には、常総保健所管内で学級閉鎖も発生しました。

予防接種ワクチンを受けることで、発病を抑える以上に大きな効果が期待できるのは“重症化を予防する”ことです。予防接種をしたからといって「インフルエンザに絶対に感染しない」というものではありませんが、ある程度の発病を阻止する効果があり、たとえかかったとしても症状が重くなることを防ぐことができます。

インフルエンザワクチンは、効果が出るまでに2週間程度かかることから、接種を12月中には済ませることをお勧めします。



市では接種費用の一部を助成しています

◆市内指定医療機関または協力医療機関に予約をしてからお受けください。

対象者	助成金額 (1回につき)	助成回数
65歳以上または60歳以上 65歳未満で身体障害者 内部疾患1級程度の方	2,000円	1回
【小児】生後6ヶ月から 13歳未満の方	1,000円	2回
【小児】13歳から 中学3年生相当年齢の方	1,000円	1回

◆対象接種期間:平成25年10月1日～平成26年1月31日

問い合わせ 保健センター ☎43-1990

事業主の皆様へ

個人住民税の特別徴収(給与天引き)手続きはお済みですか?

■住民税の特別徴収とは

事業主が、毎月の給与を従業員に支払う際に、市町村から通知された金額で、個人住民税(県民税+市民税)を給与から天引きして市町村へ納入する制度です。

地方税法の規定により、原則として所得税を源泉徴収している事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。

■特別徴収には、こんなメリットがあります

- ①従業員の個々の税額は、市町村が計算して通知しますので、事業主は税額の計算を行う必要はありません。また、所得税のような年末調整もありません。
- ②従業員が納税のために金融機関等に出向く必要がなくなり、納め忘れの心配がなくなります。
- ③普通徴収の納期は原則年4回ですが、特別徴収は年12回です。このため、従業員の1回あたりの負担額が少なくて済みます。

住民税は、充実した行政サービスのための大切な財源です

問い合わせ 税務課市民税係 内線1342～1346

有料広告欄

有料広告欄